

島根県観光タクシー利用促進事業 (補助概要)

島根県では、エネルギー価格高騰や冬季閑散期の観光需要減少の影響を受ける地域交通の利用を促進するため、タクシー事業者等が県内の周遊観光を目的として貸切タクシーを運行する経費等の一部を予算の範囲内で補助します。

◆補助金概要

補助対象者が実施する貸切タクシー運行経費等の一部を補助します。

項目	内容
対象事業者	県内のタクシー事業者、旅行事業者、観光協会等
対象事業	① 県内の観光を目的に周遊する貸切タクシープランであること。 ② 県内の観光施設等が行程に2か所以上含まれること。 ③ 次のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。 ・ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行 ・ 島根県が実施する他の補助事業の対象事業
補助金額	タクシープラン1催行につき1台あたりの利用料金の3/4
補助上限	上限15,000円/台
実施期間	令和4年12月17日～令和5年3月17日
募集期間	随時募集
その他	・ 本来（割引前）の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを利用者が明確に認知できるようにすること。 ・ 自社のホームページ、チラシ等で、利用者に周知すること。 ・ 新型コロナウイルス感染症への対策については関係業種のガイドラインに基づき、適切な対応を行うこと。 ・ 先着順に受付け、予算がなくなり次第、受付を終了する。

<問い合わせ・提出先>

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部観光振興課誘客推進グループ

電話：0852-22-6914 FAX：0852-22-5580

Mail：kankobus@pref.shimane.lg.jp